

# (仮称)熊谷市工場立地法地域準則条例の骨子について

## 1 条例制定の背景と目的

工場立地法では、一定規模以上の工場(以下「特定工場」という。)に対して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合(緑地面積率等)に関する全国一律の基準(以下「法準則」という。)を規定するとともに、この法準則に代えて、市が地域の実情に則した独自の基準(以下「市準則」という。)を条例で定めることができるかとされています。

法準則が施行された昭和49年当時と比較して、企業の環境配慮に対する意識の高まりや周辺環境への影響を低減する技術の進歩といった社会状況の変化に加えて、敷地内の緑地面積を確保しつつ、施設の更新や事業拡大のための増設を行うことが困難な状況にある特定工場もあります。

そこで、敷地の有効活用を可能にして、既存工場の増改築及び新規立地を促進するとともに市外転出を防止することで、本市産業の振興及び雇用の維持・創出を図るため、工場立地法第4条の2第2項の規定により市準則条例を制定し、緑地面積率等を緩和するものです。

## 2 工場立地法の概要

### (1) 法の目的

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

### (2) 緑化面積率等の規制の対象となる工場(特定工場)

対象業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱、太陽光を除く。)

対象規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

(3) 主な規制内容（法準則等）



3 市準則による規制緩和等（案）の内容

工場立地法の規定により義務付けられている緑地面積率等の緩和については、条例で変更できる下限基準値までの緩和となるよう設定します。

◆ 現行（法準則）

区域 区分	市内全域
緑地	20%以上
環境施設	25%以上
重複緑地	25%まで



◆ 市準則による規制緩和等（案）

区域 区分	準工業地域	工業地域及び工業専用地域	市街化調整区域	その他の区域
緑地	10%以上	5%以上	5%以上	20%以上
環境施設	15%以上	10%以上	10%以上	25%以上
重複緑地	50%まで			

4 開始予定時期

条例の整備等を行い、令和3年4月1日からの施行を予定しています。